

## 地方議会の機能の充実強化についての考え方を 総理大臣補佐官に説明し、理解を求めました

地方分権をさらに推進するためには、自治立法権を担う地方議会が、政策立案機能、監視機能を十分に発揮する必要があることから、地方議会の法的権限を強化するとともに、地方議会議員の責務の明確化及び活動基盤を強化する必要があります。

そこで、全国都道府県議会議長会（以下「全国議長会」）では、「議会機能の充実強化を求める緊急要請骨子」を整理し、急遽、本日、全国議長会・金子万寿夫会長（鹿児島県議会議長）、国吉一夫理事（神奈川県議会議長）らが逢坂誠二内閣総理大臣補佐官（地域主権、地域活性化及び地方行政）に面談の上、議会機能の充実強化の考え方を説明し、理解を求めました。

なお、全国議長会では、この骨子をもとに、議会機能の充実強化を求める緊急要請をとりまとめ、改めて政府に要請することとしています。

### 1 説明を行った日時等

平成21年12月15日(火)15時30分～15時50分

総務省内閣総理大臣補佐官室

### 2 議会機能の充実強化の考え方の概要

第29次地方制度調査会が答申した、議会の議決対象の拡大、議会への経営状況報告の対象となる法人の範囲の拡大、より弾力的な議会開催のあり方を促進するための必要な措置等

これまで全国議長会が要請してきた、議長への議会招集権の付与、意見書に対する関係行政庁の回答義務、法律による地方議員の責務の明確化及び都道府県議会議員の対価を「地方歳費」又は「議員年俸」とすること  
政務調査費制度の見直し

### 3 逢坂内閣総理大臣補佐官のコメント要旨

地方自治法全体の改正の議論はあるけれども、この（要請骨子）考え方については理解できるので、真摯に受け止めたい。